

## ○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号） の概要（令和6年4月1日 施行）

近年、富士山の市街地近くにおける新たな火口の発見等により、想定される火口の範囲が拡大されたことや、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっています。今回の法改正は、このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山活動対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保するため、必要な措置を講ずるものです。

今号では、活動火山対策特別措置法（活火山法）の主な改正内容と、内閣府における火山防災対策の推進に向けた支援等の取組についてご紹介します。

### ■ 主な改正内容

#### 1 避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等について（第8条関係）

- 市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し作成義務者への必要な情報の提供、助言その他の援助を実施
- 火山防災協議会が市町村長をサポート



#### 2 登山者等に関する情報の把握等について（第11条関係）

- 地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定（オンラインによる登山届の導入等）
- 登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
- 登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

#### 3 迅速かつ的確な情報の伝達等について（第12条関係）

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

#### 4 火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保等について（第30条関係）

- 国及び地方自治体は相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実化を図り、能力の発揮の機会を確保すること等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないことを規定
- 国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならないことを規定

#### 5 火山調査研究推進本部について（第31条～法第36条関係）

火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進を図るため、文部科学省に火山調査研究推進本部を新たに設置

#### 6 火山防災の日について（第37条関係）

- 国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、8月26日を新たに「火山防災の日」に制定
- 国及び地方公共団体は、「火山防災の日」には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることを規定

明治44年8月26日、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まりました。



浅間火山観測所

#### 7 検討事項について（附則第7項関係）

政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

# ○内閣府における支援の取組

内閣府では、全国の火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備などを推進するため、火山防災協議会や関係地方公共団体の取組の支援を行っています。

以下に、主な支援の内容などをご紹介します。

## ■ 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き及び解説資料

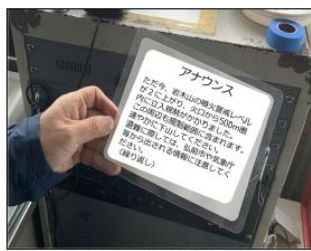
火口近くの集客施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設など、市町村地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた施設においては、「避難確保計画」の作成が義務付けられていますが、計画の作成状況は十分とは言えません（令和4年9月末現在で、559施設中452施設で計画を作成済み）。

内閣府では、地方公共団体との協働による避難確保計画の作成支援を通じて得られた知見なども踏まえ、避難確保計画作成の「手引き」や実際の計画を取りまとめた「取組事例集」に加え、計画検討の流れや記載すべき事項などを示した「ガイド」や「ひな型」などの解説資料を公表しています。



検討会の様子（富士山）  
（施設管理者と町職員）

連絡体制のほかに従業員のとるべき行動等を記載することで、どの従業員でも迅速に避難誘導を行う



噴火警戒レベルが上げられた場合のアナウンス文

### 緊急時の連絡体制

まずやること  
各職員はまず身の安全を確認し、自持ち機内にある利用者等に火山山が噴火したことを伝え、8合目休憩施設内まで一時避難するよう呼びかける。（避難経路中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急避難）

避難する際のこと  
1. 避難の際は、待避所は正面口を解放しておく。  
2. 可能であれば、緊急セットを休憩所へ持ち出すこと。

噴火警戒レベル2に引き上げ 突発的に噴火が発生

私教市防災課 0172-40-7100 | 私教消防署 0172-32-5199

### 取組事例集より（課題と対応を紹介）

現在、避難確保計画の作成支援に取り組まれている、又は今後予定されている地方公共団体におかれましては、これらの資料をぜひご活用ください。

URL : <https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/index.html>

## ■ 火山防災エキスパート制度

火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者等が、「火山防災エキスパート」として、地方自治体等での火山防災対策の取組を支援します。これまで、

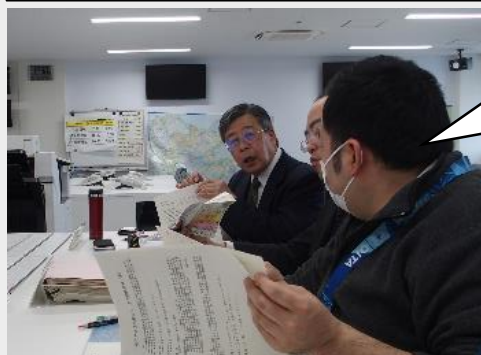
- ・避難計画や火山防災マップ等の検討
- ・火山防災訓練の企画及び実施
- ・住民を対象とする講演会や職員向けの勉強会

など、幅広い場面で、防災対応の経験などを踏まえた助言や講話などを行っています。

具体の支援内容や過去の派遣実績などは、内閣府ホームページをご覧ください。

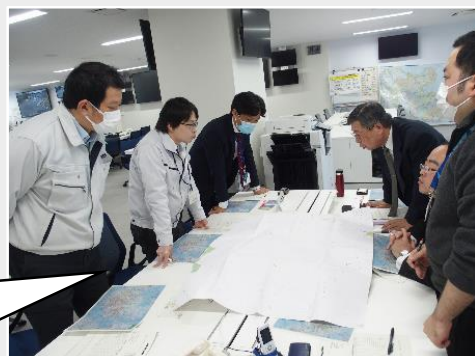
URL : <https://www.bousai.go.jp/kazan/expert/index.html>

### 火山防災エキスパート派遣例（火山防災訓練の企画打合せへの派遣（九重山））



火山防災訓練の実施経験に乏しく、手探りで検討を進めている

現地指揮所の体制や、情報収集・伝達の方法など、より実践的な訓練となるよう助言





## ■ その他参考

### ○火山防災ポータルサイト

内閣府のほか、気象庁や消防庁、国土交通省をはじめとした関係機関における火山防災に関する情報や取組を一元的に提供しています。

URL : <https://www.bousai.go.jp/kazan/kazanportal/index.html>

### ○火山防災に関する普及啓発映像資料

火山防災対策について関係者の理解を深め、自助・共助の取組を促進するため映像資料を公開しています。住民への普及啓発や職員を対象とする講習、訓練の際等にご活用ください。内閣府ホームページでは、視聴に加え、ダウンロードも可能となっています。

URL : [https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha\\_shisetsu.html](https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html)

#### 登山者編

登山中に噴火に遭遇した際の行動、火山情報の収集や登山届の提出等の事前対策について解説



火山登山者向けの  
情報提供ページ  
(気象庁)



日本山岳・スポーツ  
クライミング協会副会長(\*)  
尾形好雄さんによる解説

\*肩書は撮影当時のもの

#### 避難促進施設編

避難促進施設における利用者の噴火時等の安全対策のための、事前の確認事項や日々の備えについて解説

施設位置や避難経路  
などの確認



洞爺湖有珠火山マイスター  
川南恵美子さんによる解説

### ○火山防災協議会等連絡・連携会議

火山防災協議会の情報共有や連携を深めるため「火山防災協議会等連絡・連携会議」を開催しています。内閣府ホームページでは、過去の会議資料や、会議で紹介した各地域の取組などをご覧いただくことができます。

URL : <https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan/renkeikaigi/index.html>



会議の様子 (平成30年度)



鹿児島市による取組事例紹介 (令和3年度)

令和2~4年度はオンラインで開催しました。

今回の法改正の内容も踏まえ、内閣府では引き続き、関係省庁と連携し、火山地域における火山防災対策の推進に向けた支援等の取組を進めてまいります。

火山防災協議会及び地方公共団体におかれましては、これらの支援などをご活用いただくとともに、お困りの点などがあれば、担当までお気軽にご相談ください。

#### 【問合せ先】

内閣府 (防災担当) 調査・企画担当

TEL : 03-3501-5693 (直通)

事務局 (鹿児島市危機管理課)

TEL : 099-216-1513

E-mail : [kiki-kazan@city.kagoshima.lg.jp](mailto:kiki-kazan@city.kagoshima.lg.jp)